



# シュンデンタルタイムズ 10

2022

今月の特集

麻酔を行う歯科衛生士

8月号のニュースレターで、歯科衛生士が麻酔を行なえることが広く伝わっていないということと、今後歯科衛生士が局所麻酔を行う可能性についてお伝えし、ニュースレターをまとめました。

今月号ではもう少し掘り下げようと思います。



▲8月号

昭和40年7月1日 厚生省医務課長 医事第48号 は、

麻酔行為は医行為であるので医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生士でない者が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為の全課程に従事することは、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法又は歯科衛生士法に違反するものと解される。その場合、いずれの法規に違反するかは、当該医師又は歯科医師の指示の態様によるものと解される。

と記録されています。そのまま解釈すると、

麻酔行為は医行為であるので医師、歯科医師、看護婦、准看護婦または歯科衛生士である者が、医師又は歯科医師の指示の下に、業として麻酔行為の全課程に従事することは、医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法又は歯科衛生士法に違反しないものと解される。



となり、歯科医師の指導のもの麻酔行為を行うことに問題はないという裏付けを出しているわけです。

## 歯科衛生士による局所麻酔行為に対する見解

日本歯科麻酔学会でも先日、歯科衛生士の麻酔行為に対しポジティブな発表をしました。

浸潤麻酔行為を含む歯科治療に積極的に関わろうとする歯科衛生士の活動は支援するべきものと考えます。

全身管理の知識を含めた局所麻酔に関する知識・技術は数日の

講習会で得られるものではなく、歯科衛生士の卒前・卒後教育体制を整備して対応する必要があります。日本歯科麻酔学会・日本歯周病学会は今後もこの教育体制の整備に協力する所存です。



▲ 詳細はこちら

## シュンデンタルクリニックのガイドライン

当院では、基礎知識の習得や技術を体得したからといって、すぐに歯科衛生士が患者さまに麻酔をすることは求めていません。

院長は日本歯科麻酔学会認定医ですので、症例数が一般的な歯科医師よりもダントツで多く経験も積んでいます。

その麻酔と、基礎的な部分を習得した歯科衛生士では大きな差があります。

それでは、クリニックの品質は安定しません。

今後は院内にてトレーニングを行い、より厳しいテストをパスした衛生士は、認定証を掲示し、デビューさせていきたいと思います。

患者さまにはその際、説明も行っていきたいと思いますので、ご安心ください。

なお、トレーニングのため、10月より一部水曜日を休診し、トレーニングに充てる日が発生いたします。安全で、スピーディーな治療をご提供できるよう研鑽していく所存でございますので、皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

シュンデンタルクリニック

〒041-0802 北海道函館市石川町 461-38 TEL 0138-47-3737

<http://shundc.jp/>